

会 議 録

1. 会議名	平成29年度第2回習志野市健康なまちづくり審議会
2. 開催日時	平成30年1月25日（木）14時00分から16時05分
3. 開催場所	保健会館1階 検診室A
4. 出席者	<p>委員：豊崎会長、鈴木副会長、栗原委員、櫛方委員、長島委員、石丸委員、佐藤委員、田淵委員、佃委員、石川委員、吉見委員、内山委員、柏木委員（以上、13名） （欠席：山森委員、久保委員）</p> <p>事務局：健康福祉部 遠山健康福祉部長、菅原健康福祉部次長、関口健康支援課長、仁王主幹、児玉主幹、米納主任主事、内山主事 都市環境部 志摩クリーン推進課長、牧田主任主事 （以上、9名）</p> <p>傍聴者：2名</p>
5. 概要	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）受動喫煙を防止するための条例について（継続審議）</p> <p>3. その他（今後のスケジュール等）</p> <p>4. 閉会</p>
6. 担当課	健康福祉部 健康支援課

会議の内容	<p>1. 開会 （豊崎会長）</p> <p>本日は、前回に引き続き、受動喫煙を防止するための条例につきまして、審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の審議内容について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>（関口健康支援課長）</p> <p><b>【本日の審議内容について、事務局より説明】</b></p> <p>《配布資料》</p> <p>1. 平成29年度第1回健康なまちづくり審議会での審議概要</p> <p>2. 平成29年度第2回健康なまちづくり審議会での主な審議事項</p>
-------	--

《参考資料》

3. 安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例
4. 港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例
5. 千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例
6. 船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例・同施行規則
7. 東京都子どもを受動喫煙から守る条例
8. 東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方
9. （通称）習志野市まちをきれいにする条例

（豊崎会長）

まず、条例の目的につきましては、前回事務局より「受動喫煙による健康被害を防止し、市民の健康を守る」ということで、提示がありました。これについて、特に異論等がなかったと思いますが、何か加えた方がいい点等ございましたらお願いいたします。

（石丸委員）

目的の「受動喫煙による健康被害を防止し」の中に環境整備ということは、当然のように含まれていると思いますが、環境整備をするという文言を追加してはいかがでしょうか。

（豊崎会長）

当然、この中に環境整備が基本的な考えとして入っていると思いますが、よりわかりやすいという点では、一言加えてもいいということですね。

（関口健康支援課長）

目的の中に受動喫煙を防止するということがありますので、環境整備については別のところでうたっていきたいと思います。

（豊崎会長）

環境整備については、今のところは非常に大事なことで、きちんと入れていかなければならないと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、内容の検討を進めていきたいと思います。

まず、目的達成の手法についてです。これについて、前回色々と御意

見が出ましたが、特に啓蒙と言いますか、啓発・周知といった部分が非常に重要であるという御意見が多かったと思います。

また、喫煙の規制については、本条例の軸となる部分かと思っておりますので、実施をする前提で議論が進んだと記憶しております。

これについて決定ということによろしいかと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

【一同異議なし】

(豊崎会長)

喫煙に関しては規制をするということでいいですね。

次に、前回の会議では、喫煙の規制に違反した人に対して、罰則を設ける方針を決定いたしました。

本日の検討事項でございますが、まず「喫煙にかかる規制の方法」についてであります。これに関して「受動喫煙をさせない義務を課す」という方向で、皆さん特に異論等ございませんでしょうか。

【一同異議なし】

(豊崎会長)

これに関しましても「受動喫煙をさせない義務を課す」ということで、決定していきたいと思っております。

次に「喫煙を規制する範囲」についてです。大きく分けますと、規制の範囲を「市内全域にする場合」。それともう一つは「特定の範囲だけにする場合」というのが考えられます。

また、罰則を設けるという前提がありますので、選択肢としては、資料に記載されている3つのパターンになるかと思っております。

(石川委員)

一つよろしいですか。もし市内全域にした場合ですね、市内全域喫煙禁止ということでしょうか。それとも市内全域受動喫煙が禁止ということでしょうか。

(豊崎会長)

そこが一番難しいところであって、受動喫煙もすべて防止ということ

ですと、喫煙場所の近くを通っても受動喫煙したと言われてしまうと、それまでになってしまいます。その辺が非常に難しい点だと思います。

(遠山健康福祉部長)

会長からお話がありましたとおり、受動喫煙を完全に排除することは無理だと言われております。現に、たばこの販売、あるいは喫煙そのものが、法律上禁止されている行為ではございません。

問題はこの規制エリアの部分に大きくかかわるところですが、影響の度合いをどこで計るかということが、すなわち規制エリアに繋がる。よく他市の例もありますとおり、駅周辺、非常に人が密集するような地域でたばこを吸えば、受動喫煙の影響はとてつもなく広がります。多くの人が集まる場所ということに、繋がるわけであります。

もう一方では、極力排除しようという考えの中で、市内全部受動喫煙を禁止する。これも一つの考えではあるかと思いますが、裏通りで誰も通らないところでたばこを吸っていて「何で受動喫煙だ」という意見もあるかと思えます。

喫煙を規制する方向で、受動喫煙の被害から市民の健康を守る、ここは先ほど一致した見解として示していただいたところでございますが、ここのレベルをどの辺に置くかということが、すなわちエリアに、あるいは罰則に繋がっていくところかと思えますので、改めて、その辺を踏まえて、皆様から御意見をいただけたらと思えます。

(豊崎会長)

「全部だめですよ」というのが一番簡単かもしれませんが、全ての場所で喫煙不可となりますと、たばこの販売で生計を立てている方もいらしゃいますので、完全にブロックするという事は難しいかと。皆さん、どうでしょうか。

(柏木委員)

たぶんこの中でスモーカーは私だけだと思いますけれども、受動喫煙の影響についてですが、受動喫煙に影響のある距離的範囲がどの程度までなのか。医学的にはどの程度まで受動喫煙の影響があるのか。医学的にこのくらいは影響があるよとか、これ以上離れたら大丈夫だよとか分かれば、それに基づいて色々なことが考えられるかなと思っておりますが、いかがですか。

(豊崎会長)

例えば、1人の人が吸っていて、その近くを通っただけですぐ受動喫煙の健康被害になるとはならない。それは、過敏に考えすぎてはいけない点かとは思いますが。

(事務局米納)

まず、受動喫煙の安全性について参考に申し上げますと、WHO（世界保健機関）の方では、受動喫煙に関しては「安全なレベルはない」とはっきりと言っているところです。

これは、受動喫煙する側の体質ですとか年齢ですとか、持病とか色々ございますので、人によっては「どんなに低いレベルでも急性症状を起こすことがある」というような認識で説明されているところでありませう。

(豊崎会長)

その時の環境、状況によって変わりますが、やはり受動喫煙ということに関しては、喫煙している人がいればある程度規制をしていくということ、今回の条例に関しては考えていかなければいけないと。

本題に戻りたいと思いますが、では「全域にすべきか」それとも「ある程度場所を区切る、絞っていくべきか」という点に関しては、いかがですか。

(榎方委員)

できたら公共施設、特に学校・幼稚園・保育園とか絞っていくべきかと思えます。

(石丸委員)

個人的には資料の「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的考え方」の様に「以下の場所は喫煙禁止場所としない」と決めていたりするとすごく受け入れやすい。

市内全域で喫煙禁止とすると、吸わざるを得ない人はどこで吸うのだろうと思えます。こういう段階的に決めていくというような方が受け入れやすいと思えます。

もう一つの意見としましては、特に妊婦・未成年の子供たちを守るた

めに、学校・医療機関というところは、公共施設の中でも禁止する必要があるのかなと思っています。

(豊崎会長)

市内全域にかけるという考え方は皆さん無いですか。

(栗原委員)

私の個人的な考えといたしましては、基本的に市内全域に網をかける形の方が、条例としてきちんとしたものが出来るし、厳しいと思われるかもしれませんが、健康被害を防ぐという意味では、条例として効果が上がるのではないかと思います。

ただ、全面禁止と言ったことでは無く、今言われたような形で「この場所は吸えますよ」というところをきちんと区分することによって、喫煙者のための権利も守るということを条例に盛り込む形にした方が良いかと思います。

(鈴木副会長)

私も今、皆さんの御意見をお伺いしていく中で、やはり習志野市としては、受動喫煙というものを、たばこを吸う人・吸わない人も含めて知識やマナーの啓発、環境整備などを市内全域で取り組んでいく。そうすることで、吸う人と吸わない人の上手な生き方も見えてくるのかなというふうに思います。

しかしながら、罰則とかになってきますと限られた範囲で規制をかけていくということが、一番クリアになる、動きがしやすいのかなと感じました。

ポスターの掲示やマナーの啓発は、全市民の方たちですとか様々な場所で率先して行っていく。しかしながら、罰金とかそういうものに関しましては範囲を限ってという形で考えると解りやすいのかなと感じました。

(豊崎会長)

受動喫煙が本来の目的でありますので、受動喫煙をさせないようにする範囲を市内全域にすべきか、ということに関しまして「市内全域」でよろしいですね。禁煙、喫煙ということとは切り離していただいて。

ただ、受動喫煙を市内全域にかけるということは、必然的に喫煙でき

る場所はかなり制限されることにはなりますけれども。後々議論したいと思えます。

それでは、受動喫煙に関しては「市内全域に規制をかける方向」でよろしいでしょうか。御意見がなければ、決定していきたいと考えております。いかがでしょうか。

【一同異議なし】

(豊崎会長)

それでは受動喫煙に関しては「市内全域に規制をかける方向」で、検討を進めます。

次は、喫煙に関する規制レベルをどうするかという点です。そもそも「義務」と「努力義務」という点がございませぬけれども、この辺に關しましてどう違ふのか、事務局から簡単に説明していただけますでしょうか。

(関口健康支援課長)

「義務」というのは「〇〇しなければならない」と規定されるものであり、それに従うよう強制するものであります。罰則を適用する場合は、義務とする必要がございませぬ。重点区域を設けている自治体では、このレベルで路上喫煙を禁止してあります。

続いて「努力義務」でございませぬけれども、こちらは「〇〇するよう努めなければならない」と規定されるもので、当事者の協力を前提としたものであり、取組みの程度についても、当事者の任意となります。指導や勧告を行うことは可能でございませぬけれども、過料等の罰則を適用することはできません。

このほか「配慮義務」というものもございませぬ。「〇〇するよう配慮しなければならない」と規制され「義務」ほど強い強制力をもつものではありませんが、任意である努力義務とは異なり、何らかの具体的な対応や措置が求められるものと理解してあります。

(豊崎会長)

これに関しては「義務とする」か「努力義務とする」か「配慮義務とする」という点がございませぬけれども。皆さん、これに関してはいかがでしょうか。

(栗原委員)

前回「罰則を設ける」ということが決定事項に入っておりますので、それを踏まえても義務にしないと話が通じないのではないかと思いますし、私も、義務できちんとした方が良いと思いますので、義務がよろしいのではないかと考えております。

会長（豊崎会長）

いかがでしょうか。御意見がないようでしたら、努力義務では無く、「義務」。配慮義務では無く「義務」ということでよろしいでしょうか。

【一同異議なし】

(豊崎会長)

続いて「喫煙規制にかかる違反」というところに関係してくるところですね。「喫煙規制にかかる違反」について「罰則の種類」について考えていかなければならないと思います。このことについて、また事務局より説明をお願いいたします。

(関口健康支援課長)

自治体が条例により設けることができる罰則につきましては、地方自治法に定めがございます。そのうち、金銭の徴収にかかる罰則は「過料（あやまちりょう）」、「科料（とがりょう）」、「罰金」の3つでございます。

「過料（あやまちりょう）」については、自治体での徴収が可能でございますが「科料（とがりょう）」及び「罰金」については、刑罰となるため、検察庁による徴収となるほか、当事者には、前歴や前科がつくものとなります。

また、導入にあたっては、検察庁との事前協議が必要となります。

このようなことから、罰則を設けている自治体の多くは「過料（あやまちりょう）」を設定しているものと考えられます。

(豊崎会長)

今の話を伺いますと、今回の罰則については、近隣自治体と同様に



「過料（あやまちりょう）」とするのが妥当ではないかと感じましたが、いかがでしょうか。

たばこを吸って、罰則で前科ついてしまったら、大変なことになってしまいますので。「過料（あやまちりょう）」ということによろしいでしょうか。

【一同異議なし】

（豊崎会長）

それでは、異議なしということで、「過料（あやまちりょう）」ということで決定させていただきます。

続きまして、この「罰則の適用範囲」です。選択肢といたしましては、この資料にあるとおり「喫煙を禁止している範囲」か「特定の範囲」か、ということになるかと思えます。「喫煙を禁止する範囲」を市内全域とした場合、市内全域に罰則を適用することも可能になります。

現実的に罰則の範囲を市内全域とした場合、どうやってチェックするかというのがありますよね。駅の周辺など多くの人が集まる場所などはパトロールしたり、チェック出来ると思えますが。それに関して、皆さんの御意見をいただけたらと思えます。

（石丸委員）

市民が監視するような社会はあまり良くないなと思えます。車なんかでも「ここは速度違反を取り締まる道路です」とかというふうに分かっているようなところだと、絶対やらない。「特定の範囲」というのが現実的なのかなと思えます。どこかで密告するような形は、よろしくないのではないかと思いました。

（豊崎会長）

そうですね。みんなで目を光らせて「どこかでたばこ吸っているのではないか」というような世の中は、なかなか暮らしにくいかなと思えます。

（遠山健康福祉部長）

ただ今の御意見と重なるところがありますが、罰則を課すということ

になれば、当然それを徴収する、あるいは取り締まる、一般的にパトロールと言えばいいのかもしれませんが、実際にコストが必要になります。条例の中で、あるいは皆様の御審議の中で、そのコストの部分まで配慮するかということは、別の問題かもしれませんが。

一方では、我々が条例を執行していく際には「全面のパトロール」、「全地域に徴収員を置く」ということには当然行政コストがかかるというのも一つの判断の材料にしていかなければならないと思っています。

また、喫煙する側、しない側という一定の敵対関係が生じるということも十分配慮しなければいけないところだと思います。吸う側の権利とよく言われますけれども、それが、密告という言葉もありましたが、住民同士の諍いにならないような形づくり、あるいは周知・啓発、これは行政の役割ですが、そういったことも施行する段階では十分に考えていかなければいけない。

ただ、大原則は「受動喫煙の被害から市民の健康を守る」なので、そこを委員の皆様の審議の中でどの程度取り入れていくか。レベルはあると思いますが、我々は先々そういった心配も必ずしていかななくてはならないと考えております。

(豊崎会長)

ここでパトロールの問題や経費の問題を含めて考えますと、現段階では、この場ですべて決定することは難しいと思いますので、一旦、宿題という形にして、次の方に移らせてもらいたいと思います。

次に、「罰則以外で実効性を担保する方法」ですね。

前回の会議では、条例が形骸化しないように、見える形での取組みを徹底する必要があるとか、コンビニなどたばこを販売している事業者さんに、啓発ポスターのようなものを掲示してもらうだとか、御意見が出ていたかと思います。やはり、啓蒙という形は、非常に大事だと思いますので。これに関してはいかがでしょうか。

(田淵委員)

私は船橋に住んでいるのですが、船橋の駅前では交通違反をした方が一日ボランティア等をするそれを免除されるような、ありますよね。そういう方たちが「たばこを吸わせないジャケット」等を着て、ごみ拾いをするようなことを定期的にやっているのが駅前で結構見受けられる。

そのようなことをすれば、あえて人件費をかけなくても、その地域では「吸わないんだ」ということを周知徹底をするようなことができるかなど。見ていて納得できるなと思いましたのでお伝えさせていただきました。

(豊崎会長)

それは、交通違反をした人がやっているのですか。

(田淵委員)

そうですね。

(豊崎会長)

なかなか面白い。ある意味の罰則。ボランティアで罰則というのは、非常に良いと思いますけれども。他にいかがですか。

(長島委員)

学校の敷地内は禁煙ですので、土日に野球やサッカーとかやられている保護者の方が、学校の校門周辺でたばこを吸っているというのを見かけて、御近所の方から「是非ポスターなどで周知してくれ」というようなことも学校の方に言われます。

ポスターなどでの啓発は大事だと思うのと、同時に「投げ掛ける言葉」っていうのも「禁煙」と書かれるよりは「受動喫煙に気を付けなければならないんだな」ということがわかるような内容の工夫も必要なのかなと思っております。

(吉見委員)

母子保健推進員の方でも 2 カ月の赤ちゃんの御家庭を全部訪問いたしまして、そのときにチラシを渡して、副流煙がどんなに怖いかということをお母さん方に説明しております。

こういうチラシでも、ずっと続けていくことで、お母さん方の中にとっても認識が強くなっております。

(豊崎会長)

子どもの教育ですよね。親の教育より子供の教育。子供の教育を通して親を教育するというのが非常に大事なかなと考えております。

(鈴木副会長)

受動喫煙について、夏休みの宿題などで子どもたちに作品を作ってもらったり、子供たちのメッセージをポスターにするなどの取り組みがあれば、みんなで何か受動喫煙について頑張っているアピールにもなるし、心に響くものができるのではないかなとお話を伺っていて感じました。

(豊崎会長)

啓蒙・啓発に関しましては、色々な形で方法があるかと思います。この点に関しては「実施する」ということで決定していきたいと思えます。

次に、灰皿の問題ですね。灰皿の移設とか撤去に関し事務局から御説明できますでしょうか。

(関口健康支援課長)

これは、受動喫煙しない、させない環境整備を目的としたものでございまして、灰皿等の設置者ですとか、あるいは事業者さんに御協力いただいて、受動喫煙の恐れのある灰皿等の移設・撤去などを実施していただくものです。

前回の会議でも御意見がございましたが、条例の目的を達成するためには、やはり喫煙者の方だけではなく、色々な立場の方の協力を得て、環境の整備をしていくことが不可欠でありますので、事業者さんにも、このような形で是非御協力をいただきたいというものでございます。

(豊崎会長)

この件に関しましては、前回の審議会の中で商業関係者の方等にヒアリングを行って意見を伺ってみてはいかがかとなっていると思えますので、そのヒアリングの結果を踏まえて、もう一度決定したいと思えますがいかがですか。

【一同異議なし】

(豊崎会長)

ここで「公共の場所」という問題が一つ残っているかと思えますが、

今回の条例で規制すべき「公共の場所」はどこか、ということを検討する必要があります。

また、これを考えるにあたっては「公共の場所」にある自動車の中での喫煙はどうか、というのも含まれてくるかもしれません。

「公共の場所」というのは、どういったところまで考えていくべきかということに関していかがでしょうか。

(石川委員)

いただいた資料で、習志野市のまちをきれいにする条例ですが「喫煙をするものの責務」が 9 条にあり「喫煙するものは、道路・公園・その他公共の場所」とあるのですが、この条例での公共の場所というのはどの範囲を言っているのですか。

(志摩クリーン推進課長)

(通称) まちをきれいにする条例につきまして 9 条の 2 項で「道路・公園・その他の公共の場所及び公衆の集まる場所」においてと規定しています。

まず、公衆の集まる場所というのは「デパートの通路・広場、夏祭りの会場」であったり、公共の場所以外で人が集まる場所をいいます。

基本的には、人が集まる場所、多くの人が集まる場所ということで決めているということでございます。

(健康福祉部仁王主幹)

(通称) まちをきれいにする条例での、公共の場所についてお答えがありました。私共、健康支援課の方で考える公共の場所について参考までにお示ししておきます。

公共の場所というのは「道路・公園・公共施設」、それから「公共性の高い民有地」、「不特定多数の人が通行する場所」というような形でくれるかと思っています。

(豊崎会長)

今のお話にもありましたように、明らかに公共の場所とするところは、皆さん意見は無いと思います。問題は先ほどもありましたとおり「民有地」ですね。民有地に関しては、非常にデリケートな部分があると思います。店舗の前は民有地ですが、ある意味公共の場所でもありま

す。どこまでを公共の場所としてとらえていくのか。

これも先ほどの灰皿の撤去との関係になりますが、店舗の前、商店、そういったところに関しては、ヒアリングの結果を待って議論すべきことかなと考えております。

公共の場所の定義に関しては、駐車場等含めて、ヒアリングの結果を踏まえてまた検討していくことにします。

(豊崎会長)

それでは、保留にしておりました「目標達成の手法」ですね。特に条例に明記すべきものですか、逆に、これは別に必要無いのではないかとか、そういったものがございましたらお願いいたします。

(鈴木副会長)

喫煙者がどこでたばこを吸って大丈夫なのか、喫煙スペースについて、吸わない人も一緒に考えていくという活動も大事かなと思います。

たばこを吸っていない人たちにとっても「あそこに喫煙所があるんだな」と分かっていたら、本当に気になる方は避けて行くこともできます。みんなで一緒に考えていくということが、健康なまち習志野計画の方針に沿った活動になるのではないかなと個人的に考えております。

(豊崎会長)

前回もこの点に関しましては御意見がありました。先ほどもポスター作りであるとか、子どもへの教育、そして家庭での教育、そういったものも含めて、色々な案が出ていると思います。前回の案も含めて御意見ございましたらお願いいたします。

(吉見委員)

日本のたばこって綺麗で素敵で買いたくなるようなパッケージなんですね。外国のたばこってドクロが書いてあったり、買うと怖いぞっていうような、女性が買いたくなるような模様ではないんですね。

実際に見本を見せてもらったときに「なんで日本はきれいなパッケージなのかな」と思ったこともありました。なぜなのでしょう。

外国のは「怖いぞ」っていうようなパッケージの模様なんですね。

(栗原委員)

海外は罰則を請求されてしまう、裁判に負けてしまうので「私たちはアピールしているのに、個人の責任ですよ」と、わざわざ肺がボロボロになっている写真を。私も見ましたけれども、凄まじいですよね。

(吉見委員)

日本の場合、女性がちょっといたずらに吸ってみたいなというような。そこに疑問を感じることがあります。

(櫛方委員)

今お父様方がだんだんたばこを吸わなくなっている。そうすると誰にたばこを吸ってもらおうといったら若い女性なんです。だからおしゃれにするんです。

ですから、大学生くらいからたばこを吸っているのを見受けます。そこにちょっと踏み込んで「禁止だからそういうデザインにはするな」とは言えないですけどかなり問題にはなっております。

(豊崎会長)

皆さん、もう少し何かありますか。せつかく条例をつくるときに、習志野市独特なものがあれば良いと思うのですが。

(内山委員)

精神障害を持った方の例なんです、毎朝、近所の公園で一服して、緊張を解いてから農園に行くというパターンを持っている方がいるんです。彼が一服できないことが原因で農園に行けなくなってしまうのではないかと考えてしまうと…。

せつかく農園で働けるようになった彼が働けなくなってしまうなければ良いなど。公園でたばこを吸ってほしくない気持ちというのはあるんですが、朝ですし、子どもたちもないから「時間で区切る」とか、きちんと議論して、引きこもりに戻ってしまうことが無いような作り方にしてほしいなと思います。工夫でなく思いですが、よろしく願います。

(豊崎会長)

「啓蒙・啓発・周知」の具体的な方法として、今までにあがってきたことをまとめていきますと、子どもへの教育、ポスター・ステッカー一作

りなどが先ほど重要だとありました。

大人への教育に関しては、喫煙率の高い世代の人たちの指導、美容面のアプローチ、依存症の人たちに対する保険を使つての禁煙治療。こういったものも指導していく。禁煙したら御褒美が出るというのも、条例としては難しいと思いますが、面白いアイデアだと思います。後は、たばこの害に対する正しい知識の普及ですね。

こういったことが前回出た中で、啓蒙・啓発としての御意見ということですから。何か他に。

(石丸委員)

健診教育の実習等で保健所などに行く機会があるんですが、県内各地どこも地域職域連携推進事業で、たばこ対策や受動喫煙防止対策について取り組まれていて、習志野保健所も取り組んでいるのではないかと思います。そこで議論されていることもあると思うので、情報提供いただいて実効的に推進できるようにと思います。

また、事業者も協力をというのは、従業員教育だけでなく事業主が本気をいれると全然違うということ。事業主が集まる会合等での教育・啓蒙を行う。あと、衛生管理者の方がいらっしゃると思うので、そういった方が集まる場でのお知らせも考えられます。

もう1点は、御褒美という点で個人だけでなく、企業で対策をとること何かあるとか、対策をとるために予算とかお金も必要であるので、そのようなところまで市で何か考えているのかということを知りたいと思いました。

(事務局米納)

健康なまちづくり条例の方で企業の応援、認証できればという考えはありますが、現実として何か動きがあるわけではありません。

(豊崎会長)

禁煙がうまくいったら、何か御褒美が出るというのも一つのやる気を出させる方法でもあると思います。ただ、条例の中でうたうのは難しい点があると思います。何かそれに代わるものを作っていかなければならないと、私個人的には思います。他に何かございますか。

(内山委員)



質問なのですが、健康マイレージには禁煙したらポイントが付くみたいなシステムはありますか。

(事務局米納)

ならしの健康マイレージにつきましては、イベントポイントとセルフポイントということで 2 種類のポイントがございますが、禁煙行動でセルフポイントが貯まるような仕組みとなっております。

(櫛方委員)

受動喫煙ということで考えますと、たばこを売って生計をたてている方もたくさんいると思いますし、市にも税金がかなり入ります。

私たちが、考えなければならないのは受動喫煙のことで、たばこをやめさせるというのは、別の問題かなと考えます。法律でたばこを売っているのですから、あくまでも、受動喫煙をしないようにということを考えていけたら良いと思います。

(豊崎会長)

あくまでも今回は受動喫煙であって、喫煙を禁止することではない。禁煙ということではないです。ただ、教育の中では、喫煙者も非喫煙者も健康被害がでますよということは、アピールしてしても良いと思いますが、禁煙しなさいってことではないですね。

(吉見委員)

この間コンビニに行ったときに、小学生 5・6 年の男の子だったんですが、コンビニの入口の横で「これは臭くなくて、煙もでないから良いんだよ」、「へえ、そうなんだ」という会話を複雑な思いで聞いたことを思い出しました。

煙とか臭いのことで話をしていましたが、健康被害の無いたばこもありますか。

(豊崎会長)

電子たばこですね。あれはあれで、きちんと健康被害があります。

(吉見委員)

同じような害ですかね。

(豊崎会長)

たばこと、電子たばこと健康被害のパターンとしては、ちょっと違います。健康被害があることは事実です。

受動喫煙も含めて、普通のたばこと比べると被害が少ないというのが、最初のうたい文句でしたが、最近、電子たばこに関しても、健康被害に関する報告は出ています。まだはっきりしていない部分もありますが。

(田淵委員)

個人的には吸っている方に対して、場所を提供するとか、環境整備というものも併せて検討していただくと良いかなと思います。

具体的に千代田区なんかでは、ビルの一角に喫煙所があったりとか、川の橋の辺りで吸う場所があったりとか、具体的なところもありますので、そういう部分も習志野市として適用してはいかがかなと思います。

(豊崎会長)

喫煙する場所ですね。喫煙を許可する場所。規制の範囲というところがかかわってくると思います。これに関しては、今後考えていかななくてはならないと考えております。他に何かございますか。

(豊崎会長)

ないようでしたら、最後に商店など関係者からのヒアリングの件について決めていきたいと思います。

まず、聞き取る内容ですが、前回の会議ではコンビニ業界、実際にたばこを販売している事業者さん、店頭で灰皿を置いている事業者さんに、そもそも、たばこについてどう考えているのかということですね。

灰皿が置けなくなったり、路上が禁煙になったりしたらどうなるのか、そういったことをざっくばらんに聞きたいというような御意見が出ていたかと思います。

それでは、特に聞きたい点については、色々あるかと思いますが、まずは相手方について決定していきたいと思います。

このことについて、事務局より何か、御提案はございますか。

(関口健康支援課長)

このことにつきましては、先ほど会長の方からお話がありましたが、前回会議での御意見をもとに、いくつか相手方を検討してまいりました。

商店会連合会から推薦をいただく事業者さん、商工会議所から推薦をいただく商業関係であったり、サービス部の団体であったり。あと、昨年9月議会で請願・陳情が採択送付された、千葉県飲食業生活同業組合などに御意見をいただこうということで考えておりますが、これらの団体等でよろしければ、事務局の方で日程等についての調整をさせていただきますが、いかがでしょうか。

(豊崎会長)

皆さん、今の御意見でいかがでしょうか。特にここも追加してほしいという点がありましたら。今ので網羅されていると私は考えますが。

【一同異議なし】

(豊崎会長)

それでは、事務局には、今決定した団体と日程調整をしていただければと考えております。

(関口健康支援課長)

それです、日程の調整でございますけれども、ヒアリングをどのような形で実施するかで、それによっても違って来るかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

(豊崎会長)

簡単に一口でヒアリングといっても、やり方には色々ございます。

私といたしましては、審議会にお呼びして審議会の中で実施するというのは、なかなか日程的に難しい部分があるかと思いますが、都合のつく委員の方々が立ち会う方法か、事務局に一任する、このどちらかだと思います。

どなたか、ヒアリングに出てみたい方はいますか。それとも事務局に一任いたしますか。

【一同事務局一任】

(豊崎会長)

それでは事務局一任でお願いいたします。事務局から何かありますか。

(関口健康支援課長)

例えば、これからヒアリングを行う中で、相手方から、この審議会に出席したいと申し出があった場合、どうしたらいいのかという点をお聞きしたいと思います。

(豊崎会長)

それは、問題ないと思います。ヒアリングは実施して、審議会にも参加するという事ですね。

(関口健康支援課長)

はい、そういうことです。

(豊崎会長)

皆さんどうでしょう。反対する理由もないというような気が私はしますが、よろしいでしょうか。

【一同異議なし】

(豊崎会長)

それでは、ヒアリングに関しましては「事務局に一任」ということで、もし審議会に参加したい団体がありましたら、積極的に参加していただくということで意見をまとめたいと思います。

さて、そろそろお時間が無くなってまいりましたので、この辺りで本日の審議は終了したいと思います。

今回の審議内容をまとめてみますと、受動喫煙はとにかく全面で。あくまでも、禁煙が全面ということではないということを実に理解しておかなくてはならない。混乱してしまいますので。その点に関しましては、再度確認させていただきたいと思います。

他にどなたか御意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、今後の予定について事務局からお願いします。

### 3. その他（今後のスケジュール等）

（関口健康支援課長）

まず 1 点目ですが、本条例の制定にあたりましては、パブリックコメントを実施したいと考えております。

なお、提示の形といたしましては、参考資料として配布いたしました、東京都の「受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」のようなものを検討しております。

続いて、今後の日程でございますが、次回の会議につきましては、関係者からのヒアリングを実施した後、2 月 7 日の午後 7 時 30 分を予定しております。夜間の開催になりますが、御都合いかがでしょうか。

#### 【一同賛同】

それでは、第 3 回目の審議会につきましては、2 月 7 日午後 7 時 30 分より開催したいと思います。御案内につきましては、改めて、通知したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

### 4. 閉会

（豊崎会長）

これにて、平成 29 年度第 2 回習志野市健康なまちづくり審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。